投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2019年1月15日

次世代金融テクノロジー株式ファンド

愛称:ブロックチェーン・金融革命 追加型投信/内外/株式



ご購入に際しては、本書の内容を 十分にお読みください。

- ●本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第 13条の規定に基づく目論見書です。
- ●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は右記のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、右記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

<照会先>

ホームページ: http://www.sjnk-am.co.jp/

電 話 番号:0120-69-5432

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

株式会社りそな銀行

商品分類					
単位型 追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)			
追加型	内外	株式			

		属性区分		
投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

[※]属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、

一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

委託会社の情報

委 託 会 社 名 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

設 立 年 月 日 1986年2月25日

資 本 金 1,550百万円

運用する投資信託財産 の合計純資産総額 727,811百万円

(2018年10月末現在)

- ●この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「次世代金融テクノロジー株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年12月27日に関東財務局長に提出し、2019年1月12日にその効力が発生しております。
- ●当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ●投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該 販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見 書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。





ご投資家のみなさまへ

当ファンドは、金融とテクノロジーが融合することで生まれる次世代の金融サービスや、こうしたサービスに不可欠な技術や製品を提供する世界の次世代金融テクノロジー関連企業が発行する株式に分散投資します。

新興国を含む世界全体の経済成長を支える 「お金」。

この流通に劇的な変化を与える破壊的イノベーション(Disruptive Innovation) に着目し、中長期的な投資機会をお客さまにご提供いたします。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント





ファンドの目的・特色

● ファンドの目的

当ファンドは、日本を含む世界の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。

🔵 ファンドの特色

- 1 主として、日本を含む世界の金融商品取引所に上場している次世代金融テクノロジー関連企業の株式*に分散投資を行います。
 - ●当ファンドにおいて次世代金融テクノロジー関連企業とは、金融とテクノロジーの融合によって生まれる新しい金融サービスを提供する企業や、こうしたサービスに不可欠となる技術や製品を提供する企業をいいます。

※株式にはDR(預託証券)等を含みます。

- 運用にあたっては、ニューバーガー・バーマン株式会社の投資助言をもとに、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが投資判断を行います。
 - ●ニューバーガー・バーマン株式会社は、ニューバーガー・バーマン・グループ・ エルエルシーの日本法人です。

ニューバーガー・バーマン・グループ・エルエルシーについて

ニューバーガー・バーマン・グループ・エルエルシーは、1939年創業の米国における老舗の独立 系運用会社です。創業以来、一貫して資産運用に従事し、現在では世界20ヵ国(32都市)に事業展開しています。伝統資産運用からオルタナティブ運用まで幅広く運用サービスを提供しています。 (2018年6月末現在)

ファンドの目的・特色

<運用プロセス>

投資ユニバース 約4,000銘柄

・グローバル株式市場を中心に、次世代金融テクノロジーに関連するセクターを特定

テーマによる選定 150~200銘柄

・運用チームによる銘柄調査で、投資テーマとの適合性を検証

4つのテーマ

- ▶電子決済・電子商取引(ネットショッピング等)
- ▶情報データ・データ分析
- ▶ITインフラ(データサービス、電子機器等)
- ▶先駆者(新しい技術をいち早く採用・活用している 企業)

ニューバーガー・バーマン 株式会社

個別銘柄の詳細調査・ バリュエーション分析

- ・企業のファンダメンタルズ調査、バリュエー ション分析を実施
- ・割安な銘柄を選定

ポートフォリオ構築 35~50銘柄

損保ジャパン日本興亜 アセットマネジメント



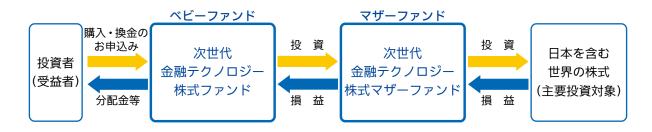
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」(当ファンド)とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



主な投資制限

- ●株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ●同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ●一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

毎決算時(原則として1月28日。休業日の場合は 翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき 分配を行います。

- ●分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を 含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含 みます。)等の全額とします。
- ●収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等 を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ●留保益の運用については特に制限を設けず、 委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の 運用を行います。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

中長期的な観点から、複利効果による資産 の成長を目指すために分配を抑えるファンド です。

投資リスク



基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

- ●当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。
- ※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

✓価格変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
✔信用リスク	株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
☆流動性リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
✓カントリーリスク	一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。
✓為替変動リスク	外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の 影響を受けて変動します。 為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動 その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外 貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落す る要因となります。

投資リスク



その他の留意点

- ●クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- ●収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ●マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドに おいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。



リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

投資リスク



参考情報

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは、2019年1月30日から 運用を開始する予定であり、 記載すべき該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



ファンド

:2019年1月30日から運用を 開始する予定であり、記載すべき 該当事項はありません。

代表的な資産クラス:2013年11月~2018年10月

- ●上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基 準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額およ び基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があり ます。
- ●上記は、期間5年のグラフになります。

●「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期 間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、 ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと 代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので す。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価 総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数 (TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIX の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止または TOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をも とに委託会社が独自に計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産 権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指 数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各 市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時 価総額をベースに合成した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産 権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指 数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

日本国債:NOMURA-BPI 国債

野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向 を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他-切の権利は、すべて野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、ファン ドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

新興国債: J P モルガン G B I - E Mグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLC が算出し公表している指数で、新興国が発行 する現地通貨建て国債を対象にした指数です。

同指数の著作権はJ.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

当ファンドは、2019年1月30日から運用を開始する予定であり、以下に記載すべき該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。



お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 2019年1月15日から2019年1月29日まで 継続申込期間 2019年1月30日から2020年4月27日まで ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口あたり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 換金の請求金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取 引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システ ム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売 却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所、香港証券取引所の休業日
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	2026年 1月28日まで(設定日 2019年 1月30日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰 上 償 還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。

決 算 日	原則1月28日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2020年1月28日です。
収 益 分 配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	委託会社のホームページ(http://www.sjnk-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額に<mark>3.24%*(税抜3.0%)を上限</mark>として販売

会社が定めた手数料率を乗じた額です。

*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。 販売会社によるファンドの商 品説明・投資環境の説明・ 事務処理等の対価

信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの日々の純資産総額に対して<u>年率1.7604%*</u> (税抜1.63%)を乗じた額です。

運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額× 信託報酬率

運用管理費用(信託報酬)

その他の費用・

手 数 料

*消費税率が10%になった場合は、1.793%となります。

委託会社	年率0.80%(税抜)	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.80%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告 書等各種書類の送付、口座内 でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

● 監査費用

ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00756%*1 (税抜0.0070%))を乗じた額とし、実際の費用額 (年間27万円*2(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

*消費税率が10%になった場合は、*1が年0.0077%、*2が年間 27.5万円となります。

● その他の費用*

売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

・監査費用:

監査法人に支払うファンド 監査にかかる費用

- ・売買委託手数料: 有価証券等の売買の際、売 買仲介人に支払う手数料
- ・保管費用: 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払 う費用

[※]当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に 応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資 非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などか ら生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりま す。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当 する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせく ださい。

- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は2018年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(当該ページは目論見書の内容ではございません。)

MEMO					

